

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による傷病補償年金を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、Aに所在していたB会社の事務職として就労していた平成〇年〇月頃、業務による強度の心理的負荷により「うつ病」を発病し休業加療中であるが、療養開始後1年6か月が経過したことから、監督署長は、労災保険法第12条の8第3項に基づき傷病補償年金の支給の可否について調査を行ったところ、その障害の状態は、労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第2の傷病等級表に定められているいずれの等級にも該当しないため、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の障害の程度が、労災則別表第2の傷病等級表に該当する状態と認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 本件における請求人の自訴及び医学的所見を踏まえると、療養中の請求人の障害の程度が、労災則別表第2の傷病等級に該当する状態、すなわち傷病等級第3級「精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの」に該当するか否かについて検討すべきと認められるところ、引用する傷病等級の認定基準によれば、精神に著しい障害を有するとは、知能低下、自発性減退、記憶減弱、判断力障害、計算力障害をいうとされているので、請求人についてみると、次のとおりである。

(2) C医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、他覚的所見として「不眠、活動性の低下、緊張からくる発汗」を認め、「行動能力：通院（単独歩行）できる。食事：支障がない。用便：支障がない。精神能力：通院可能であるが、就労できない。言語能力：他人との間でようやく意志を通じあうことができる。」と所見しているところ、当審査会において、同診断書の内容を含め一件記録を精査したが、同医師の所見に依っても、請求人の障害を、知能低下、自発性減退、記憶減弱、判断力障害、計算力障害と評価することはできない。

この点、D医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書において、療養状況報告書、C医師作成の上記診断書、Eクリニックの診療録などを確認した上で、請求人の診察は頻回でなく、重篤な症状等の記載は見られず、投薬内容（ドグマチール、デパス、ソラナックス、レンドルミン）からも軽症状が継続していると判断し、傷病等級第3級に至らない旨述べている。同医師は本件の一件記録を十分に精査した上で上記鑑定をしたものであり、当審査会としても、同鑑定を妥当であると判断する。

したがって、当審査会としても、請求人の障害の程度は「精神に著しい障害を有するもの」に該当せず、傷病等級第3級の状態には至らないものと判断す

る。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした傷病補償年金を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。